

(平成21年11月11日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年5月及び同年6月の国民年金保険料については、還付していないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年5月及び同年6月

申立期間については、国民年金保険料を納付していたが、厚生年金保険の加入期間と重複している。

社会保険事務所では、当該期間の国民年金保険料は還付済みとしているが、私は還付金を受け取った記憶が無いので、受け取っていないことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する「国民年金保険料袋」により、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

また、市の国民年金被保険者名簿には、申立期間について、昭和57年2月25日に56年5月6日付けで国民年金被保険者資格をさかのぼって喪失し、国民年金保険料を還付した記録が確認できるが、社会保険庁の被保険者台帳には当該国民年金保険料が納付及び還付された記録が無く、申立人の国民年金保険料の納付処理については、適切な事務処理が行われていなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料が還付されていなかったとする当時の状況について、詳細かつ具体的に記憶しており、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人には申立期間の国民年金保険料が還付されていないものと認められる。

## 鹿児島国民年金 事案 591

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月まで  
申立期間の国民年金保険料については、私が集金人に納付していたが、私の夫が誤って役場の年金窓口でも納付していたので、申立期間の国民年金保険料を還付してもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳及び国民年金保険料の領収書により、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

また、申立期間の国民年金保険料の検認について、町では、「発行された領収書をもとに年金手帳に検認印を押していた。」としているが、申立人が所持する国民年金手帳の国民年金保険料の印紙検認記録の日付と領収書の日付はすべて異なっている上、申立期間のうち、6 か月については、領収書の日付より検認印の日付が先になっている等、申立人の国民年金保険料の事務処理に誤りが認められ、申立期間の保険料を重複して納付したとする申立人の主張に不自然さは見られない。

さらに、社会保険庁の被保険者台帳には当該国民年金保険料を還付した記録が無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額については41万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月1日から10年2月28日まで

今回の申立てに先立つ平成20年11月に社会保険事務所の職員が来訪し、A社における私の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録について、事実と反してこれを引き下げる訂正が行われている可能性があるとの説明があった。

私は申立期間当時、同社の事業主（代表取締役）であったが、標準報酬月額を引き下げる届出を行ったことは無く、また、同社では申立期間及びその前後に社会保険料を滞納したことは無く、保険料の督促を受けたことも無い。

申立期間について、遡及訂正前の標準報酬月額であったことを認め、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立期間の標準報酬月額について、当初、41万円と記録されていたところ、申立事業所における申立人の被保険者資格喪失日（平成10年2月28日）から約8か月後の平成10年10月20日付けで、同年3月4日に入力処理済みとなっていた申立人の資格喪失日が取り消された上で、申立期間のすべてについて、さかのぼって9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立期間当時の会計事務委託先が保管する申立事業所の人件費に関する資料では、申立人の平成9年6月から10年1月までの役員報酬月額が40万円となっていることが確認できることから、申立期間における実際の報酬額は、遡及訂正処理前の標準報酬月額に相当する金額であったことが認められる。

さらに、申立人は、上記の遡及訂正処理については、平成20年11月の社会保険事務所職員の訪問によって初めて知ったとしているとともに、申立期間当時に標準報酬月額を引き下げに関する説明を社会保険事務所から受けたことも無いとしている上、申立期間を始め遡及訂正処理が行われた時点における管轄社会保険事務所の担当課職員は、「当時、滞納があった事業所のことは現在でも記憶しているが、申立事業所名は全く覚えていない。」と供述していることなどを踏まえると、当該事業所が社会保険事務所から社会保険料の督促を、強く又は繰り返し受けていたとは考え難い。

加えて、申立期間当時の会計事務委託先は、申立事業所は申立期間及びその前後の期間において、社会保険料を滞納しておらず、保険料納付の督促を受けたことは無いと供述しているとともに、社会保険庁のオンライン記録では、申立事業所が、昭和62年11月から口座振替により社会保険料を納付していることが確認できる上、申立事業所の元取引銀行が管理する資料では、当該事業所が、平成8年7月分から9年12月分までの社会保険料を口座振替により毎月、滞りなく納付している記録が確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録では、申立人は、資格を喪失した平成10年2月28日付けで健康保険任意継続被保険者となっているところ、この決定時における申立人の標準報酬月額は、遡及訂正処理前と同額の41万円となっていることが確認できることなどから、上記の遡及訂正処理に関する社会保険事務所における一連の事務処理には不自然な点が認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が平成10年10月20日付けの遡及訂正処理を行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額である41万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和23年9月1日から27年3月9日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を23年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、23年9月から24年4月までは4,500円、同年5月から26年12月までは6,000円、27年1月及び同年2月は8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年11月28日から27年3月9日まで

私は昭和10年10月から45年5月に定年退職するまでの間、B社及び同社が合併したA社の関連事業所で継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険庁では、私の申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

申立期間当時は、私とその直前の昭和20年9月に、B社C出張所から同社D工場へ転勤し、30年8月にE社へ異動するまでの間、継続して勤務していた時期である。

私は両社が発行した複数の辞令を持っているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管するB社及びA社発行の辞令、複数の元同僚の供述などから、申立人が昭和17年6月1日から45年5月16日までの間、両社の関連事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人が保管する、A社が昭和22年3月1日から28年1月1日にかけて発行した10枚の辞令では、当該期間において申立人が、同社から継続し

て給与を支給されていることが認められるところ、申立人が同社D工場に勤務していた期間のうち、申立期間直後の27年3月9日以降の期間については、同社において厚生年金保険の被保険者期間となっているとともに、申立人及び元同僚が、当該辞令に記載された期間を通じて、申立人の勤務先、雇用形態等に変化は無かったと供述していることなどを踏まえると、申立人は、当該辞令で給与の支給が確認できる期間については、同社に係る被保険者期間と同様に、給与から厚生年金保険料を控除されていた期間があったものと考えられる。

しかしながら、A社は、その前身の事業所であるF社が昭和22年2月1日から適用事業所となっていることが確認できるものの、申立人及び元同僚の供述などでは、F社が、23年9月1日付けでA社に名称及び事業主を変更するまでの間は、同社との関係がなかったとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和23年9月1日から27年3月9日までの期間については、A社における厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が保管するA社発行の辞令から、昭和23年9月から24年4月までは4,500円、同年5月から26年12月までは6,000円、27年1月及び同年2月は8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、現存するE社では、申立事業所に係る社会保険関係資料等が無く不明としているが、仮に事業主から昭和23年9月1日付けの資格取得届が提出されていた場合には、被保険者報酬月額算定基礎届を複数回提出する機会が有ることとなるが、当該届出が記録されておらず、これら複数回の機会において社会保険事務所が当該届出の処理を誤ったとは考え難いことから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの資格取得届を行ったことが推認され、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る23年9月から27年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和20年11月28日から23年8月31日までの期間については、社会保険事務所が保管するB社C出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人に係る資格喪失記録の備考欄に「転勤」と記入されていることを踏まえると、申立人は、20年11月28日付けの当該事業所における被保険者資格を転勤によって喪失した後、引き続き、同社D工場に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録等では、B社D工場等が当該期間中、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できるとともに、前述のとおり、F社が昭和23年9月1日にA社となるまでの間、申立人がF

社において厚生年金保険の適用を受けていたとは考え難い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和 20 年 11 月 28 日から 23 年 8 月 31 日までの期間については、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から47年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年8月から47年4月まで

私は、申立期間当時、無職であったが、20歳になった際、私の母親が、私の国民年金の加入手続をして、私の姉の分と一緒に国民年金保険料を婦人会で納付してくれていたはずなので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年1月17日以降に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の大半は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の母親が、申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたとする姉の国民年金手帳記号番号は、昭和48年4月5日以降に払い出されていることが確認できる上、姉も申立期間は未納となっていることが確認でき、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人及びその母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとするその母親には、当時の状況を確認することができないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成4年2月から5年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月から5年1月まで

申立期間の国民年金保険料については、私の母親が、A市（現在は、B市）役所から送付されてきた納付書で納付していたので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成6年11月2日以降に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の一部は、時効により国民年金保険料が納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間直後の平成5年2月から6年3月までの国民年金保険料を7年3月10日に過年度納付していることが確認できるとともに、申立人は、申立期間当時、国民年金保険料を納付していたとするその母親とは別の県外の住所地に居住していることが戸籍の附票で確認できることから、A市役所が申立期間の納付書を送付することは考え難い。

さらに、申立人及びその母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 11 月 28 日から 55 年 6 月 1 日まで  
② 昭和 56 年 1 月 8 日から 同年 7 月 1 日まで  
③ 昭和 56 年 9 月 1 日から 同年 10 月 1 日まで

申立期間①についてはA学校で、申立期間②についてはB学校で、申立期間③についてはC学校で、それぞれ講師として継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険庁では、厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

私は、県教育委員会より任命を受け、それぞれの学校に出産・病気休暇の教員を代替する期限付の講師として勤務し、年金手帳の発行も受けていたので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

D県教育委員会が発行した在籍証明書等では、申立人が申立期間①、②及び③において、申立てに係る各学校に臨時的任用講師として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間①については、社会保険事務所が保管するE教育事務所（A学校を所管）に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の被保険者記録が昭和 55 年 6 月 1 日から 56 年 1 月 1 日までの間、確認できるのみである上、申立期間①において、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

また、申立事業所では、申立期間①当時の社会保険関係書類は保存しておらず、当該期間に係る厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明であるとしている。

申立期間②及び③については、社会保険事務所が保管するD県F課（B学校及びC学校を所管）に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の被保険者記録が昭和56年10月1日から57年3月4日までの間、確認できるのみである上、申立期間②及び③において、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

また、申立事業所では、申立期間②及び③当時の社会保険関係書類は保存しておらず、当該期間に係る厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明であるとしている。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 9 月 15 日から 41 年 3 月 1 日まで  
② 昭和 41 年 3 月 1 日から 43 年 8 月 1 日まで  
③ 昭和 43 年 8 月 1 日から 47 年 3 月 1 日まで

私がA社に勤務していた申立期間①及び③における標準報酬月額、並びにB社に勤務していた申立期間②における標準報酬月額が、私の当時の給与に比べ著しく低くなっている。

私が保管している申立期間当時の売上帳から、申立期間のうち、一部の期間の給与支給額が計算でき、私の給与は、事業主が社会保険庁に届け出ている標準報酬月額に比べて、はるかに多かった。

申立期間の標準報酬月額について、私が受け取っていた給与月額に見合った額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁のオンライン記録上の標準報酬月額が、申立期間当時における申立人の給与月額に比べて低くなっていると主張している。

しかしながら、申立人が保管する申立期間当時の売上帳、及び申立人が当該売上帳に基づき、申立期間当時、受け取っていた給与額であるとして取りまとめた記録等では、申立人が主張する標準報酬月額に見合った厚生年金保険料の控除額が確認できない。

また、A社は昭和 47 年 6 月 1 日に適用事業所ではなくなっている上、同社を引き継いだ事業所は平成 13 年 5 月 31 日付けで清算終了しており、B社では、申立期間当時のA社に係る賃金台帳等の関係資料はもとより、同社に係るものも保管していないとしており、全申立期間における厚生年金保険料の控除額が

確認できない。

さらに、申立人と同様の業務に就いていた元同僚は、申立期間当時の給与額は社会保険事務所に記録されている標準報酬月額とおおむね同程度であったと思うと供述している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及び関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。